

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	金商法
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について	特定有価証券開示ガイドライン
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
開示ガイドライン		
1	ガイドライン改正案の条件を満たす場合にも、「勧誘」に該当しないわけではなく、「勧誘」には該当するが、(原則として有価証券届出書の提出が必要となる)「募集」「売出し」には該当しない、という整理でよいか。	ご理解のとおりです。
2	ガイドライン改正案の条件を満たす場合にも有価証券の勧誘には該当するというのであれば、私募要件や転売制限等の告知義務は別途充足する必要があるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
3	「勧誘」には該当するが、有価証券届出書提出義務が免除されるということだとすると、その法令上の根拠は何か。法令上は有価証券届出書の提出義務が発生するが、当局としてそれをエンフォースしないという整理になるか。	<p>金商法上、適格機関投資家又は特定投資家に対する有価証券の勧誘については、「適格機関投資家又は特定投資家のみを相手方として行う」とともに、転売制限等の要件を満たす場合、「募集」や「売出し」に該当せず、有価証券届出書の提出義務は生じないとされています(金商法第2条第3項第2号、同条第4項第2号等)。</p> <p>開示ガイドライン4-1ただし書の規定に従った方法により行う取得勧誘又は売付け勧誘等は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金商法第2条第3項第2号イ若しくは同条第4項第2号イに規定する「適格機関投資家のみを相手方として行う場合」、又は ・同条第3項第2号ロ若しくは同条第4項第2号ロに規定する「特定投資家のみを相手方として行う場合」 <p>に該当することとなります。</p> <p>したがって、開示ガイドライン4-1ただし書の規定に加え、転売制限等の要件も充足する場合には、有価証券届出書提出義務が生じないこととなります。</p>
4	今回のガイドライン改正案は、インターネット上での広告による勧誘に限定されており、メール送付による場合やミーティング等による場合は、対象者が適格機関投資家または特定投資家に限定されていても改正案の対象とはならないと理解している。そのような区別がなされる実質的な理由は何か。	対象者を適格機関投資家又は特定投資家に限定してメール送付やミーティングを行う場合は、従前どおり、金商法の要件を満たせば、いわゆる適格機関投資家私募・私売出しや特定投資家私募・私売出しとして、有価証券届出書の提出義務は生じません。
5	インターネット上での広告による勧誘に留まらず、インターネット上で有価証券の購入・取得の申込の受付や契約の締結まで行える場合も、募集・売出しに該当しないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。ただし、購入・取得の申込の受付や契約の締結についても、当該ウェブページには適格機関投資家又は特定投資家のみがアクセス可能とするなど、開示ガイドライン4-1ただし書の規定に従った方法で行うことが前提です。
6	ガイドライン改正案に従った方法による勧	開示ガイドライン4-1ただし書の規定に

	<p>誘がなされる場合には、発行体以外の第三者がかかる勧誘に関与する場合にも、業規制としての「募集の取扱い」「売出しの取扱い」（金商法第2条第8項第9号）にも該当しないということによいか。</p>	<p>従った方法により取得勧誘又は売付け勧誘等が行われることに加え、いわゆる適格機関投資家私募・私売出しや特定投資家私募・私売出しを行うのに必要となる要件（転売制限等）も充足する場合には、当該取得勧誘又は売付け勧誘等は、有価証券届出書提出義務の生じる「募集」又は「売出し」には該当しません。</p>
7	<p>今回のガイドライン改正により追加された解釈は、金融商品取引業の登録の要否の判断においても同様に考えればよいのかご教示いただきたい。</p> <p>具体的には、インターネット上の広告のみにより有価証券の販売勧誘をする場合であって、当該広告を閲覧できる者が適格機関投資家又は特定投資家に限定されており、その適切な運用が確保されているとき（例えば、広告により勧誘を行う者が、適格機関投資家又は特定投資家のみがアクセスできるよう当該者の責任において管理している専用のウェブページに広告を掲載するとき）には、「有価証券の募集又は売出し（又はその取扱い）」に該当せず、金融商品取引業の登録が不要となるのか、それとも本ガイドラインの解釈はあくまで金融商品取引法第4条に基づく届出の要否に対するものであって、金融商品取引業の登録においては別途の判断が生じるのかご教示いただきたい。</p>	<p>一方で、当該取得勧誘又は売付け勧誘等に関与する発行者又は売主以外の第三者は、基本的に金融商品取引業の登録が必要になると考えられます。また、当該取得勧誘をインターネットを通じて行う以上、基本的に電子募集取扱業務に該当すると考えられます。</p>
8	<p>今回のガイドライン改正により追加された解釈は、金融商品取引業の登録申請書に電子募集取扱業務の記載を要するかの判断においても同様に考えればよいのかご教示いただきたい。</p> <p>具体的には、有価証券の発行者から当該有価証券の販売勧誘の委託を受けた金融商品取引業者がインターネット上の広告により当該販売勧誘をする場合であって、当該広告を閲覧できる者が適格機関投資家又は特定投資家に限定されており、その適切な運用が確保されているとき（例えば、金融商品取引業者が、適格機関投資家又は特定投資家のみがアクセスできるよう当該金融商品取引業者の責任において管理している専用のウェブページに広告を掲載するとき）には、「募集の取扱い又は私募の取扱い」に該当せず、電子募集取扱業務に該当しないのかご教示いただきたい。</p>	
9	<p>特定有価証券開示ガイドラインにおいても同様の定めを追記いただきたい。</p>	<p>開示ガイドライン4-1は、金商法第4条に関して規定しているところ、同条は、募集又は売出しの対象が特定有価証券であるか否かに関わらない規定ですので、開示に関する一般的な留意事項を定めている開示ガイドラインにおいて規定すれば足り、特定有価証券特有の留意事項を示している特定有価証券開示ガイドラインにおいて、同様の定めを追記する必要は</p>

		ないと考えます。なお、特定有価証券開示ガイドラインにおいても、冒頭において、「開示に関する一般的な留意事項については企業内容等開示ガイドラインを参照するものとする」とされています。
10	このガイドライン改正案は、株式や社債についてだけでなく、投資信託受益証券等、特定有価証券の開示に関するガイドラインの対象となる有価証券にも適用されるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
11	監督指針 X-1-2「外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引」との関係はどのように整理されるか。今回のガイドライン改正案の条件を充足すれば、その場合には重ねて監督指針 X-1-2 の条件を満たす必要はないという理解でよいか。つまり、外国証券業者が、開示ガイドライン 4-1 ただし書に基づきインターネット上で適格機関投資家や特定投資家に対し勧誘するような場合に、重ねて監督指針 X-1-2 の条件を満たす必要はないか。	外国証券業者が開示ガイドライン 4-1 ただし書に基づき勧誘を行うことで募集又は売出しに該当しないとしても、国内投資者への勧誘行為に該当しないことにはならず、監督指針 X-1-2 のただし書の条件が充足されないのは明らかであるため、金商法第 58 条の 2 ただし書の例外に該当しない限り、有価証券関連業を行うものとして登録が必要になります。
12	特定の機関投資家又は特定投資家が、先んじて情報入手することができるような環境は公平公正ではない。反対。	本改正は、いわゆる特定投資家私募・私売出しや適格機関投資家私募・私売出しについて、インターネット上で広告により勧誘をすることが可能である旨を明確化したものであり、そもそも一般投資家への勧誘が想定されていないため、適格機関投資家や特定投資家のみが、他の一般投資家に先んじて情報入手することにはならないと考えておりますが、貴重なご意見として承ります。